

松伏町告示第68号

令和元年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年7月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

内閣府の発表によると、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いております。また、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていきますが、極めて厳しい状況が続くと見込まれています。

このような社会情勢の下、令和元年度における財政状況については、積極的な滞納処分を行い、自主財源の確保に努めた結果、町の歳入の約4割を占める町税が増収となり、また幼児保育無償化等の影響により地方特例交付金や国庫支出金が増額となったことから、町全体の歳入としては増となりました。歳出については、扶助費等の社会保障経費が増加傾向にありますが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の動向に注視するとともに、「松伏町第5次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現を目指してまいります。